

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2022年8月10日
【発行者の名称】	C Channel株式会社 (C Channel Corporation)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森川 亮
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号
【電話番号】	03-6453-6893 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 東 貴志
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market また、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	C Channel株式会社 https://corp.cchan.tv/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第8期 第1四半期 連結累計期間	第9期 第1四半期 連結累計期間	第8期
会計期間	自 2021年4月1日 至 2021年6月30日	自 2022年4月1日 至 2022年6月30日	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日
売上高 (千円)	1,549,220	1,565,529	5,671,261
経常損失(△) (千円)	△53,165	△20,552	△459,243
親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△) (千円)	△75,790	△29,699	△450,642
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△71,278	△29,083	△475,780
純資産額 (千円)	1,695,747	1,258,412	1,287,495
総資産額 (千円)	3,457,126	3,380,016	3,469,637
1株当たり四半期(当期)純損失 (△) (円)	△2.64	△1.03	△15.69
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	44.5	33.6	33.6

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、発行会社の主要な経営指標の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及びその関係会社)が営む事業の内容について重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結累計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
メディア事業	53 (29)
eコマース事業	77 (7)
海外事業	38 (8)
全社(共通)	23 (9)
合計	191 (53)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の()は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む)の当第1四半期連結累計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門及び新規事業開発部に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2022年6月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
76 (38)	34.4	2.6	6,060

セグメントの名称	従業員数(人)
メディア事業	53 (29)
全社(共通)	23 (9)
合計	76 (38)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員及び契約社員の合計であります。なお、従業員数の()は臨時雇用者数(パートタイマー、派遣社員及び業務委託を含む)の当第1四半期累計期間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、当社の特定のセグメントに区分できない管理部門及び新規事業開発部に所属しているものであります。
3. 平均年間給与は基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

1 【業績等の概要】

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和され、持ち直しの動きがみられました。

当社グループが属していますインターネット広告市場につきましては、2020年から続く新型コロナウイルス感染症の影響が2021年の下半期にかけて緩和し、広告市場全体が大きく回復している中で、継続して高い成長率を保っています（株式会社電通「2021年日本の広告費」）。

このような経営環境のもと、当社グループはテレワーク体制を整え、感染リスクを回避し社員の安全を確保した上でWebツール等を利用し「誰もが自分らしく輝ける機会を創る」というビジョンのもと「メディア事業」、「eコマース事業」及び「海外事業」の3つの基幹事業の成長継続、各事業の収益構造の改善などに取り組みました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は1,565,529千円（前年同期比1.1%増）、営業損失は18,068千円（前年同期は44,551千円の営業損失）、経常損失は20,552千円（前年同期は53,165千円の経常損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失は29,699千円（前年同期は75,790千円の親会社株主に帰属する四半期純損失）となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

(メディア事業)

メディア事業は、化粧品業界などのクライアントにおいて、広告宣伝費の縮小から回復基調にあり、また、ネイティブ広告やそれに伴う動画制作事業において更なる効率化を進めコスト削減をしたこと、売上・利益ともに好調に推移しました。特に、当社が強化しているYouTuber事業及びインフルエンサーマーケティングソリューション「Lemon Square」の売上が大きく成長し、「Lemon Square」の売上は前年同期比111.0%増加しました。

この結果、外部顧客への売上高は300,674千円（前年同期比13.7%増）、セグメント利益は36,736千円（前年同期比12.9%増）となりました。

(eコマース事業)

eコマース事業は、インターネット消費を株式会社マキシムの自社webサイトを中心に新商品やインフルエンサーとのコラボレーション商品の販売などeコマース売上拡大に重点的に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言の度重なる延長による消費者の購買意欲の低下、中国でのロックダウンで製造や物流の停滞が起こったことによる商品の在庫不足などの影響があり伸び悩みました。

この結果、外部顧客への売上高は1,088,383千円（前年同期比10.0%減）、セグメント利益は7,133千円（前年同期比78.3%減）となりました。

(海外事業)

海外事業は、中国においての越境EC及びSNSマーケティングの運営の強化に努め、新たなブランドの越境EC旗艦店の販売開始などにより売上が増加しました。また、インドネシアはインフルエンサー広告の拡大に取り組み、営業黒字を達成するとともに次の成長軌道に乗っております。

この結果、外部顧客への売上高は176,471千円（前年同期比134.3%増）、セグメント利益は21,692千円（前年同期はセグメント損失9,850千円）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第1四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりとなります。

セグメントの名称	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)	前年同期比 (%)
メディア事業（千円）	264,521	300,674	113.7
eコマース事業（千円）	1,209,378	1,088,383	90.0
海外事業（千円）	75,320	176,471	234.3
合計（千円）	1,549,220	1,565,529	101.1

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がいないため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当第1四半期連結累計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は2022年6月24日に公表した発行者情報に記載した「事業者のリスク」についての重要な変更はありませんが、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社ではフィリップ証券㈱を2019年11月27日開催の取締役会において、担当J-Adviserに指定することを決議し、2019年11月27日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

1. J-Adviser契約解除に関する条項

当社が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となつた事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日

（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（フィリップ証券㈱が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、フィリップ証券㈱が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（当社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示する

までの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している当社を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

- a 次の(イ)又は(ロ)の場合の区分に従い、当該(イ)又は(ロ)に規定する書面

(イ) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったとフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であるとフィリップ証券㈱が認めた日）

- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

(イ) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ) 当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

(イ) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ) 前aの(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

(5) 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたとフィリップ証券㈱が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合とフィリップ証券㈱が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(i)又は(ii)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (i) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (ii) 上場株券等が、その発行者である当社の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 ((3) b の規定の適用を受ける場合を除く。) は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

（6）不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為 (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、 ii 非上場会社を子会社化する株式交付、 iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、 iv 非上場会社からの事業の譲受け、 v 会社分割による他の者への事業の承継、 vi 他の者への事業の譲渡、 vii 非上場会社との業務上の提携、 viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、 ix その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとフィリップ証券㈱が認めた場合

（7）支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されているとフィリップ証券㈱が認めるとき

（8）有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、フィリップ証券㈱がその遅延理由が適切でないと判断した場合

（9）虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、当社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であるとフィリップ証券㈱が認める場合

（10）法令違反及び上場規程違反等

当社が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

（11）株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

当社が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

当社が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとフィリップ証券㈱が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいとフィリップ証券㈱が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとフィリップ証券㈱が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であるとフィリップ証券㈱が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとフィリップ証券㈱が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

当社が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したとフィリップ証券㈱が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、フィリップ証券㈱もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

2. J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項

- (1) 当社又はフィリップ証券㈱のいずれかが、当該契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。

- (2) 前項の定めにかかわらず、当社及びフィリップ証券㈱は、合意により本契約期間中いつでも当該契約を解

除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより当該契約を解除することができる。

(3) 契約解除する場合、特段の事情のない限り、フィリップ証券㈱はあらかじめ当該契約を解除する旨を(㈱)東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの四半期連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。四半期連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、前連結会計年度末に比べ89,977千円減少し、2,599,040千円となりました。主な変動要因は、受取手形及び売掛金89,997千円の減少、現金及び預金14,484千円の増加などです。

(固定資産)

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は、前連結会計年度末に比べ355千円増加し、780,975千円となりました。主な変動要因は、投資その他の資産のその他15,411千円の増加、投資有価証券13,464千円の減少などです。

(流動負債)

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は、前連結会計年度末に比べ22,263千円減少し、903,910千円となりました。主な変動要因は、支払手形及び買掛金21,496千円の減少などです。

(固定負債)

当第1四半期連結会計期間末における固定負債は、前連結会計年度末に比べ38,275千円減少し、1,217,694千円となりました。主な変動要因は、長期借入金38,131千円の減少などです。

(純資産)

当第1四半期連結会計期間末における純資産は、前連結会計年度末に比べ29,083千円減少し、1,258,412千円となりました。主な変動要因は、利益剰余金29,699千円の減少などです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策

当社グループは、各連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上しております。

当第1四半期連結累計期間におきましても、営業損失及び経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しており、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

それに対し、当社グループは当該状況を解消すべく、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより安定的な財務基盤を確立し、当該事象が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

これらの改善策を状況に応じて適切に推進していくことから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

① 基盤収益事業の強化による売上維持・拡大

<メディア事業>

『広告サービス』『インフルエンサーマーケティングサービス』において、売上高は安定的に推移しており、当第1四半期連結累計期間の売上高に占める構成が19.2%となっております。そのため、当社グループは、当該事業をさらに強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、当社グループは、これまで得意としてきた動画メディア、SNS並びにインフルエンサー等を活用した女性向けマーケティングに加え、クライアントの皆様にとってインフルエンサーマーケティングのソリューションとなる「Lemon Square」を中心事業に据え、新たな時代におけるトッププラットフォーマーを目指しております。

<eコマース事業>

eコマース事業は、現在20代～30代の女性を中心に全国100万人の会員数を誇りコスメECや新規ブランドともに堅調に成長しております。当第1四半期連結累計期間の売上高に占める構成が69.5%となっており、当社グループの安定的な収益の基盤となっております。当社グループは人気インフルエンサーによる韓国ファッションのセレクトショップ『Isn't She?』において韓国の化粧品や美容器具にEC販売の拡大を進めてまいります。

<海外事業>

海外事業は、当第1四半期連結累計期間の売上高に占める構成が11.3%となっております。中国における越境EC及びSNSマーケティングの運営等の強化、インドネシアにおけるインフルエンサー広告の拡大に注力しております。

② 積極的投資事業における選択と集中による事業の選別と早期収益化の実現

積極的投資事業については、当社グループとのシナジーが期待できない事業や収益化が困難と判断した事業については適時適切に処分することを検討してまいります。また、早期収益化の実現のため、当社グループの事業とシナジーのある他社と積極的に業務提携を締結すること等を通じて、事業の拡大を図ってまいります。

③ 資金調達や資金繰りの安定化

当社グループは、当面の事業を継続するための資金繰りに支障はない判断しております。引き続き効率的なコスト削減に取り組み、事業及び運転資金の安定的な確保のため、取引金融機関等との良好な関係を維持し、財政状態の健全化を図ってまいります。

④ 経費の削減

当社グループは、当社グループ事業の強みを確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の固定費などの削減に努め収益性の改善に注力してまいります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当第1四半期連結会計期間末現在発行数(株) (2022年6月30日)	公表日 現在発行数(株) (2022年8月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	100,000,000	71,278,000	28,722,000	28,722,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	100,000,000	71,278,000	28,722,000	28,722,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年4月1日～ 2022年6月30日	—	28,722,000	—	10,000	—	1,959,748

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 28,722,000	287,220	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	28,722,000	—	—
総株主の議決権	—	287,220	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第6【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日）に係る四半期連結財務諸表について、PwC京都監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表等】

(1) 【四半期連結財務諸表】

①【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,221,232	1,235,717
受取手形及び売掛金	558,031	468,033
商品及び製品	805,552	740,670
仕掛品	4,357	4,076
貯蔵品	14,873	13,279
その他	91,376	143,357
貸倒引当金	△6,405	△6,093
流動資産合計	2,689,018	2,599,040
固定資産		
有形固定資産	19,909	29,787
無形固定資産		
のれん	574,536	565,118
その他	40,881	45,504
無形固定資産合計	615,418	610,623
投資その他の資産		
投資有価証券	22,942	9,477
繰延税金資産	21,452	14,778
その他	100,896	116,308
投資その他の資産合計	145,291	140,564
固定資産合計	780,619	780,975
資産合計	3,469,637	3,380,016

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2022年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2022年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	263,975	242,478
短期借入金	150,000	150,000
1年内返済予定の長期借入金	160,884	156,720
未払金	214,056	238,984
未払法人税等	3,700	998
賞与引当金	25,793	5,976
ポイント引当金	8,929	8,031
その他	98,835	100,720
流動負債合計	926,173	903,910
固定負債		
長期借入金	1,244,109	1,205,978
資産除去債務	9,696	9,699
その他	2,163	2,017
固定負債合計	1,255,969	1,217,694
負債合計	2,182,142	2,121,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	1,802,851	1,802,851
利益剰余金	△644,977	△674,677
株主資本合計	1,167,874	1,138,174
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△2,798	△3,837
その他の包括利益累計額合計	△2,798	△3,837
新株予約権		
新株予約権	54,700	54,700
非支配株主持分		
非支配株主持分	67,718	69,375
純資産合計	1,287,495	1,258,412
負債純資産合計	3,469,637	3,380,016

②【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結損益計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
売上高	1,549,220	1,565,529
売上原価	716,544	710,641
売上総利益	832,676	854,888
販売費及び一般管理費	877,227	872,957
営業損失(△)	△44,551	△18,068
営業外収益		
受取利息	71	23
業務受託料	1,818	5,454
助成金収入	—	1,500
協賛金収入	2,066	—
為替差益	888	5,010
その他	1,122	1,296
営業外収益合計	5,968	13,285
営業外費用		
支払利息	1,988	2,298
持分法による投資損失	9,952	13,464
その他	2,641	5
営業外費用合計	14,581	15,769
経常損失(△)	△53,165	△20,552
税金等調整前四半期純損失(△)	△53,165	△20,552
法人税、住民税及び事業税	△196	817
法人税等調整額	16,782	6,673
法人税等合計	16,586	7,490
四半期純損失(△)	△69,751	△28,043
非支配株主に帰属する四半期純利益	6,038	1,656
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△75,790	△29,699

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
四半期純損失（△）	△69,751	△28,043
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△1,526	△1,039
その他の包括利益合計	△1,526	△1,039
四半期包括利益	△71,278	△29,083
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△77,316	△30,739
非支配株主に係る四半期包括利益	6,038	1,656

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定期会計基準適用指針」という。）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定期会計基準適用指針第27—2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定期会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間における四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
減価償却費	2,224千円	3,616千円
のれんの償却額	9,418〃	9,418〃

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

2021年6月25日開催の定時株主総会の決議に基づき、2021年6月25日付で減資の効力が発生し、資本金が5,387,700千円及び資本準備金が5,396,200千円それぞれ減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えました。また、振替後のその他資本剰余金8,824,151千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填补に充当しました。その結果、当第1四半期連結会計期間末において資本金が10,000千円、資本剰余金が1,802,851千円となっております。

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結財務諸表計上額 (注) 2
	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	264,521	1,209,378	75,320	1,549,220	—	1,549,220
セグメント間の内部売上高又は振替高	983	2,705	—	3,689	△3,689	—
計	265,504	1,212,084	75,320	1,552,909	△3,689	1,549,220
セグメント利益又は損失 (△)	32,542	32,844	△9,850	55,535	△100,087	△44,551

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益又は損失(△)の調整額△100,087千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結財務諸表計上額 (注) 2
	メディア事業	eコマース事業	海外事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	300,674	1,088,383	176,471	1,565,529	—	1,565,529
セグメント間の内部売上高又は振替高	15,697	15,172	527	31,397	△31,397	—
計	316,372	1,103,555	176,998	1,596,926	△31,397	1,565,529
セグメント利益	36,736	7,133	21,692	65,561	△83,630	△18,068

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

セグメント利益の調整額△83,630千円には、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日)
1 株当たり四半期純損失（△）	△2円64銭	△1円03銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失（△）（千円）	△75,790	△29,699
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失 (△)（千円）	△75,790	△29,699
普通株式の期中平均株式数（株）	28,722,000	28,722,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益額の算定に含めなかった潜在株式で、 前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年8月10日

C Channel 株式会社
取締役会御中

PwC京都監査法人
京都事務所

指定社員 公認会計士 松永幸廣
業務執行社員

指定社員 公認会計士 安本哲宏
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられているC Channel株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2022年4月1日から2022年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、C Channel株式会社及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繼続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。